「大化の改新」の真実「2つの大化」と「2つの改革」

「大化の改新」とは『書紀』の大化年間に記す諸改革

『書紀』では、大化元年(645)6月に中大兄らが蘇我蝦夷・入鹿を謀殺し(*乙巳の変)、軽皇子(孝徳天皇)を即位させ、俗に「大化の改新」と呼ばれる様々な改革を実施して、ヤマトの天皇家中心の集権体制を確立したと書かれています。

疑わしい「大化の改新」

645年から649年まで続く「大化年号」は孝徳天皇が建てた我が国初の年号とされるが本当なのか? 大化年間に『書紀』に記す諸改革があったのか、また実行したのはヤマトの孝徳や中大兄なのか? 難波宮は天皇家中心の集権政治の中心として造られたものなのか?

本当は疑わしいのです

布 疋 端 定 年 号 也 常 色 元 年 丁:五畿内定京之坊門町定田町段定1

不と信息者とというでは一日を日本の一日とは見京之はい町を田町居をかけるが

次化元年秋七月丁如朔戊辰立息長足日 后三人王子 一人孝徳天皇御即位時

改天豐財重日足姬天皇四年、

天智三子 先太上天皇

『皇代記』

『袋草紙』

持統天皇大化三年譲位於軽皇太子

『赤渕神社縁起書』

『書紀』に記す「大化の改新」

『書紀』の大化年間に記す諸改革

概ねこのようなもの

- 1、大化元年(645)8月庚子(5日)
- ◆東国国司詔 ①校田・造籍 = 田地調査・戸籍作成を命ず
- ②国司等の服務規範を示す=裁判執行・賄賂禁止 制度改革③「鍾匱の制」で裁判権を中央に④「男女の法」 良民の子は父につける。いずれかが奴・婢の子は奴婢。
- ⑤仏教振興と仏教者の管理「十師 (とたりののりのし) 」の任命
- ⑥武器の公物化(私有武器の供出)
- ⑦私有地拡大と収穫物の独占禁止
 - ◆12月癸卯9日「都を難波長柄豊碕に遷す」
 - 2、大化2年(646)正月甲子朔の「改新の詔」
- ①「公地公民」私地 (屯倉·田荘) 私民 (民部カキベ・家部ヤカベ) 廃止
- ②京・畿内・地方郡等の統治体制整備
- ③戸籍・計帳・班田法の制定と租税徴収
- ④調・官馬の供出、武器準備、仕丁・采女供出
 - 3、同年3月甲子2日・辛巳19日の「東国国司賞罰詔」
- ①東国の国司らを招集し考査を行ない事績に応じ賞罰す
- ②「始めて新宮に処る歳」であることを理由に大赦する
 - 4、同年3月壬午(20日)「皇太子奏請」条

- ①昔在 (むかし) の天皇の置く「子代入部、御名入部や屯倉」 の処置 (そのままでよいかどうか) についての下問
- ②皇太子 (中大兄とする) が奉答して、天皇 (孝徳とする) に私地私民たる「入部524口、屯倉181か所を奉献」する旨を表明。

5、同年3月甲申(22日)「旧の俗習の改廃」

- ①「薄葬令」を制定。位階に応じ墓の規模を規定、殉死禁止
- ②夫婦関係の俗習や死者や馬の扱い、農繁期の魚酒禁止



身分	内部の規模			封土の規模		使役できる	工事日数の	舞時の	遺骸の	
	長さ	調ぎ幅)	高さ	方一辺)	高さ	人数	限度	0105	運搬手段	
王以王	9R	5R	不明	9尋	5得	1000人	7日	白布	戦車 担行賞で 異を担って 行く?)	
上臣	9尺	5R	上に進	7尋	3尋	500人	5日	白布		
下臣	9R	5R	上に准	509	2.5得	250人	3⊟	白布		
大仁・小仁	9R	4R	4R	封土なし		100人	18	白布		
大礼~小智	9尺	4R	4R	封土	なし	50人	18	白布		
庶民	地に収め埋める						1日も停めるな	戲布		

6、同年8月癸酉(14日)「部民の廃止」

- ①部民(品部)廃止と公民化、伴造(トモノミヤツコ)・臣・連へ移行
- ②百官と新位階・官位の叙位
- ③国県境界制定準備と国県名の制定、土地整備を指示

7、大化3年(647)4月壬午(26日)「改革実施詔」

* 今は、天に在す神の隨(まま)に、治め平くべき運(よ)に属(あた)りて、斯等を悟らしめて、国を治めむこと民を治めむこと、是をや先にす是をや後にす。今日明日、次でて続ぎて詔らむ。

8、大化3年(647)是歳条

①小郡宮を造営し礼法を制定②7色13階の冠位制定 2

「大化の改新」否定論と「新肯定論」

大化改新否定論者の見解

改新の詔に記す諸改革は「645年当時のものではない」

①わずか1~2年の間にこのような改革は行えない

例:645年8月に東国国司を招集して諸命令を発する〜任地で統治させる〜646年3月に事績を評価し 賞罰を与える、というスケジュールは無理。



(646年3月条) (国司ら再招集)、前に(645年8月) 良家の大夫を以て東の方の八道を治めしむ。 既にして國司の任に之(まか)りて、六人は法を奉り、 二人は令に違へり。毀譽(そしりほまれ)おのおの聞ゆ。 このスケジュールは 無理だよ。年次が 凝縮されているんだ。 『書紀』のデイトを 頭から信じてはいけ ません。

山尾幸久

②改新詔の文体が文武即位の宣命体に類似している

(大化元年7月) 高麗の使に詔して曰はく、明神御宇日本天皇(アキツミカミトアメノシタシラスヤマトノスメラミ コト) の詔旨(オホミコトラマ)とのたまはく・・百濟の使に詔して曰はく、明神御宇日本天皇・・。

(大化2年2月条)天皇宮の東門に幸いでます。蘇我右大臣をして詔せしめて曰はく 「明神御宇日本倭根子天皇(アキッミカミトアメノシタシラスヤマトネコノススメラミコト)、集り侍る卿等・臣・連・國

造・伴造及び諸の百姓に詔(の)たまふ。

(大化2年3月条) 現爲明神御八嶋國天皇 (アキツミカミトヤシマグニシラススメラミコト)、臣に問ひて曰ふ。

(697年8月文武の受禪宣命)

詔して曰はく、「**現御神**(アキツミカミ)と 大八嶋國所知天皇(オホヤウマグニシラシメススメラ ミコト)が大命らまと詔りたまふ大命を、 集り侍る皇子等、王等、百官人等, 天下公民、諸聞きたまへと詔る。

③改新詔の制度の内容も701年制定の律令の内容と類似している

- *条坊制に関する『書紀』改新詔と『養老令』の比較
- ◆『書紀』「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人。掌按検戸口、督察奸非。」
- ◆『養老令』戸令、置坊長条「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人。掌。検校戸口。督察奸非。催駆賦徭。」
- ◆『書紀』「坊令、取坊内明廉強直、堪時務者充。里坊長、並取里坊百姓清正強幹者充。若当里坊無人。 聴於比里坊簡用。|
- ◆『養老令』戸令、取坊令条「凡坊令。取正八位以下。明廉強直。堪時務者充。里長坊長。並取白丁清正。 強幹者充。若当里当坊無人。聴於比里比坊簡用。〈若八位以下情願者聴。〉」

645年の制度が701年の律 令制と同じなのは、この記事 が**695年を元年とする「持統** 大化」から繰り上げられたこと を示すものです。

原秀三郎

何故『書紀』の改元詔にはこうした不自然さがあり、疑義が生じるのか、その答えは『旧唐書』に記す王朝交代にある

『旧唐書』7世紀末から8世紀初頭「倭国(九州王朝)から日本国(大和朝廷)への王朝交代」があった

『旧唐書』(劉昫5945年) 東夷伝では、「倭国伝」と「日本国伝」が 別に建てられ、「倭国」と「日本国」は「別国」と記す

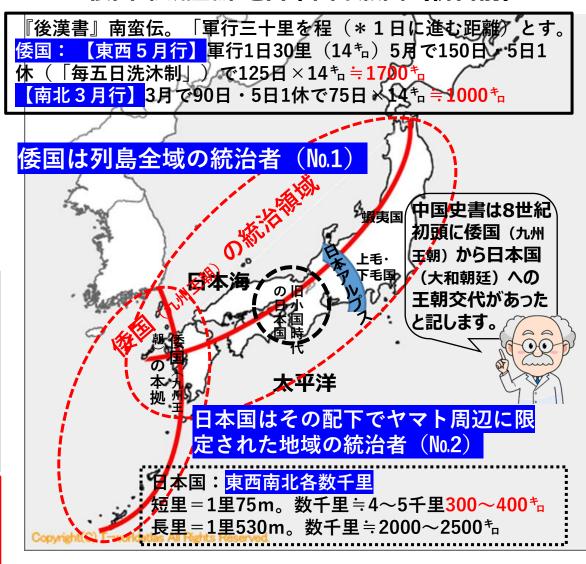
・【倭国伝】倭国は古の「倭奴国」なり。 京師 (*長安) を去ること一萬四千里、新羅の東南大海の中に在り、山島に依りて居す。東西五月行、南北三月行。 世々中国と通ず。四面小島。50余国、皆付属す (*従っている)。

倭<u>国は57年に漢の光武帝から「志賀島の金印」を下賜された倭</u> 奴国の後継国 (*九州の国) で歴代中国と外交関係を持ってきた 東西5月行・南北3月行を領域とする大国だった。

・【日本国伝】日本国は、倭国の別種なり。 おに、日本を以って名と為す。あるいは曰く、倭国自らその名の雅びならざる をにくみ、改めて日本と為す、と。あるいは云う、日本はもと小国にして倭 国の地をあわせたり、と。 その人朝に入る者、多くは自ら大なるをおごり、 実を以って対せず、故に中国はこれを疑ふ。また云う、その国界は東西南北 各数千里西界と南界は大海にいたり、東界と北界には大山ありて限りとな す。山外はすなわち毛人の国なり。

日本国は703年に初めて粟田真人が武則天より冠位を授かった新 しい国で、元小国でしたが倭国を併合したと記す。これは我が国で 「倭国から大和朝廷」への「王朝交代があった」ことを意味する。

倭国 (九州王朝) と日本国の版図 (併合前)



この「王朝交代」を示す証拠が「九州年号」と「評制から郡制への転換」にある

「九州年号」は倭国(九州王朝)の年号として「実在」した

歴史の真実としては、『書紀』編纂過程で持統大化(*<mark>695年を元年とする九州年号大化</mark>)が抹消され、孝徳大化(*<mark>645年を元年とする</mark> 『書紀』の大化</mark>)として<mark>遡上追建</mark>せしめられていった。(原秀三郎『2つの大化年号と孝徳大化の虚構性』)

大和朝廷による「701年の大宝建元以前」の「517年~700年まで連続する31の年号」が存在した

-
17端政 5 己酉 589~593
18告貴 7 甲寅 594~600
19願転 4 辛酉 601~604
20光元 6 乙丑 605~610
21定居 7 辛未 611~617
22倭京 5 戊寅 618~622
23仁王12 癸未 623~634
24僧要 5 乙未 635~639
25命長 7 庚子 640~646
26常色 5 丁未 647~651
27白雉 9 壬子 652~660
28白鳳 23 辛酉 661~683
29朱雀 2 甲申 684~685
30朱鳥 9 丙戌 686~694
31大化 6 乙未 695~700
『二中歴』による。*の6は1の誤り

『書紀』には「大化(645~649)・白雉(650~654):朱鳥(686年のみ)があるが①不連続であること、②701年の「大宝」は初めて年号を建てる場合に用いる「建元」とあり、初年号のはずの「大化」も「改・・為大化元年」とあること。③「九州年号」は連続し、多数の資料に記され、聖武天皇も知って使っていたこと、等から、実際は大和朝廷の年号は「大宝」が初めてで、大化・白雉・朱鳥は『書紀』が九州年号から剽窃した年号だと考えられる。

この年号は『襲国偽潜考』に九州年号と題した古写本によると述べているところから、「九州年号」と呼ばれる。律令が制定された701年に大和朝廷の年号「大宝」に変わったことから「九州年号は倭国 (九州王朝) の年号」といえる。5

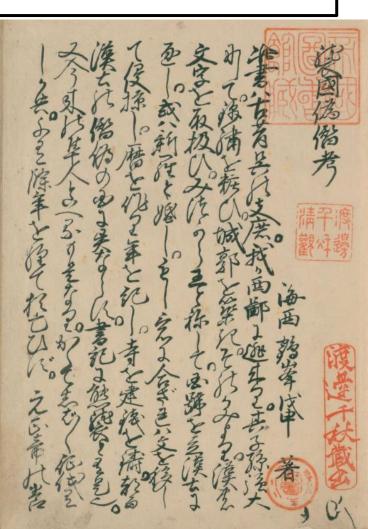
「九州年号」は大和朝廷が併合した「倭国 (九州王朝) の年号」『襲国偽潜考』(鶴峯戊申。1788~1859)

鶴峯戊申は「九州年号は千年続いた九州の王朝の建てた年号で、その王朝は720年の隼人討伐で滅んだ」とする。

養老4年(720)2月29日、大宰府から朝養老4年(720)の「大隅国国司の殺害」を契機に大伴旅人を征隼人持節大将軍に、笠御室と巨勢真人を副 将軍に任命し隼人を征討。翌721年、隼人は降伏した。隼人の死者と捕虜は1400人に及んだといわれます。

年 題 古写 引 な り九

ま異寺文或王か大支此 。ばたなををはとみに庶書 猶々今ら建移。称よし マ来ず銭し新しり をて羅 ず伐人書 。漢繍鄙昔 有と紀。侵婚国のを しいにす掠し号文粧 を 字ひ どる襲て も ももと漢暦して取城 。是書土を意 千なきの作に漢ひを 有りた僭り合土 。る偽年ざにみ 年かなのをれ通 国記ば



「倭国(九州王朝)」の領域を裏付ける九州年号資料の分布(関東以北の例を示す)

善記: <u>群馬県</u>佐波郡角淵八幡神社、<u>秋田県</u>鹿角市八幡平大日霊貴神社、長野県諏訪市諏訪大社、(善喜)青森県南部小豆澤大日堂

教**倒**: 群馬県富岡市貫前神社 明要: 埼玉県秩父市秩父神社

貴楽:長野県長野市善光寺(師安·知僧·金光·吉貴·願轉·定居·命長·白雉三年甲寅も)、

福島県大沼郡会津高田町伊佐須美神社(法清・蔵和・僧要も)、神奈川県江の島縁起絵巻

知僧(和僧): 群馬県佐波郡角淵八幡神社(金光も)

勝照:福島県福島市森会信夫山黒沼神社(端政も)、山形県東田川郡羽黒町羽黒山本社

吉貴(告貴): <u>千葉県</u>松戸市小金井本土寺(聖徳も)

定居:群馬県群馬郡妙見社(息災寺)、東京都台東区浅草寺

白雉: 千葉県君津市人見神社、東京都台東区鳥越神社、福島県田村郡三春町沼沢、福島県耶麻都飯豊山、長野県松本市岡田、福島県石川郡石川町、富山県婦負郡婦負中町、茨城県笠間胡桃下稲荷神社

白鳳:群馬県富岡市貫前神社、福島県会津若松市赤城大明神、福島県河沼郡龍造寺、福島県会津金光山薬師寺、群馬県安中町咲前神社、千葉県市原市高滝神社、埼玉県比企郡都幾山慈光寺、秋田県大平山三吉神社、福島県いわき市湯本町佐波古神社社、静岡県磐田市鎌田神明富社、岐阜県本巣郡根尾村願養寺、栃木県下都賀郡静和村熊鷹神社、埼玉県大宮市女躰宮御由緒、栃木県下都賀郡赤津村中村八幡宮、山形県歳王町蔵王金峯山、群馬県富岡市貫前神社、山形県西村山部朝日町五所神社朝日岩上由来記、宮城県伊具郡丸森町宗吽文書、長野県飯山市瑞穂町小菅神社、栃木県河内郡南河内町薬師寺戒壇縁起、千葉県州宮祠宮小野氏所伝、埼玉県久喜市光明寺由来、茨城県八溝山日輪寺、宮城県信大郡木原村愛宕大神、群馬県富岡市宇芸神社、福島県耶麻郡磐梯町磐梯山竜宝寺、埼玉県所沢市愛大子権現社旧高林寺、山形県大沼山国正寺、山形県飽海郡鳥海山、山形県東田川郡羽黒山、福島県耶麻郡吾妻山神社社、埼玉県東松山市正学院、山形県鶴岡市田川八幡神社、宮城県川田郡蔵王町刈田嶺神社

大化:福島県福島市大笹生折戸白和瀬神社社、神奈川県中郡伊勢原町比比多神社、新潟県新発田市諏訪町諏訪神社、茨城県那珂郡緒川村立野神社、栃木県下都賀郡小野寺村村檜神社、千葉県市原市佐是八幡神社、新潟県村上市岩船神社、長野県松本市島立沙田神社、茨城県猿島郡境町熊野神社、茨城県岩井市(大化五子年)

朱鳥:栃木県那須那湯津上村温泉神社、群馬県前橋市元総社釈迦尊寺、山形県出羽三山、群馬県北群馬郡子持山、同榛名町長谷寺



「九州年号と『書紀』の2つの大化年号」の示すものは何か

持統・文武時代に九州年号大化 が存在したことを裏付ける多くの資料がある (持統大化)

甲 持 统 軽 大化三年 一天皇 巨 元军内成 壁白王子公方 卯扶ゐ女 と事院」

『愚管抄』 (慈円、 二〇年頃)

大化三年八月一日即位

大和恋ひ寐の寝らえぬに心なくこの洲崎末に鶴鳴 皇代記 (天皇の代ごとに主要事項を記した年代記。 一三八 〇年頃)

天皇

皇

行天皇幸于難波宮時歌

七 思於 梅镜天多 大宫 難被官时發

元暦本万葉集巻第

『袋草紙』 (藤原清輔著の歌論書 五六年~ 藤原夫 一五九年頃)

『書紀』大化時代の「改新詔」には「王朝交代期」九州年号大化時代に相応しい詔が存在

1、大化元年「東国国司召集詔」の内容は九州年号大化時代に相応しい

◆大化元年(645)8月庚子(5日)に東国等の国司を拝(ぬ)す。仍りて国司等に詔して曰はく、「天神の奉(う)け寄せたまひし随に、方に今始めて万国を修めむとす・・以下、「校田・造籍や武器の収納等にあわせ、「①裁判権の剥奪②私的な徴税の禁止③馬・飯等公財産の私的利用禁止④国造等の恣意的任命の禁止等」(略)」の従来の国司の権限剝奪や縮小が詔されている。

召集詔は645年のヤマトの天皇家による国司制度の創設、或いは全国的な国司の任命を記すものと考えられている。しかし、

- ①当時は「国司」でなく「国宰 (くにのみこともち)」だった。
- ◆『常陸国風土記』に石城**評**、総領高向大夫、**国宰**黒麻呂・**国宰**川原宿祢黒麻呂等が見える。木簡や諸資料から7世紀末までの制度は「国宰」であり、『書紀』は「国宰」を8世紀律令制の「国司」と書き直した事が確実。
- ②制度創設では、先ず「国司への職権付与」が述べられるべきだが、現職の国司に対する「従来保持していた職権の制限・剥奪」が主眼となっている。従って、「召集詔」時点では、「既に国司が存在」しており、大化改新で国司制度を「創設」した詔とは考え難い。これはヤマトの天皇家が、九州年号大化期に、倭国(九州王朝)が任命していた「国宰(『書紀』には「国司」とある)」の権限を剥奪すると同時に、律令の施行に向け新たな職務を指令したと考えれば理解出来る

これは倭国 (九州王朝) から大和朝廷への政権に移行する時代 = 九州年号大化時代に相応しい記だ。

2、大化2年の「東国国司賞罰詔」も、九州年号大化時代文武2年なら九州年号大化4年(698年)、九州年号大化2年なら696年

◆大化2年(646)3月甲子(2日)に、東国の国司等に詔して曰はく・・前に良家の大夫を以て、東の方の八道を治めしむ。既にして国司任に之りて、六人は法を奉り、二人は令に違へり。毀誉各聞ゆ。朕便ち厥の法奉るを美(ほ)めて、斯の令に違へるを疾(にく)む。



645年8月に東国国司を招集し、646年3月に 賞罰するスケジュールには無理があり、実際は九 州年号大化時代に、ヤマトの天皇家の立場から、 既に任命されていた「国宰」の考査を行なった上 で再度召集し、新政権に不服従の「国宰」に対 し処罰を行なった記事と考えられる。 新政権に不服従な前 政権の任命した「国 宰」たちの評価を行い 恭順させようとした いうことか。

『書紀』大化期の難波宮と九州年号大化期の藤原宮-大化2年詔に繰上げられた「文武の大嘗祭」

「始めて新しき宮に処り」「諸の神に幣奉らむこと、今歳に属れり」は九州年号大化4年(698)に相応しい。

大化2年(646) 3月甲子(2日)念ふこと是の若しと雖も、① 始めて新しき宮に処りて、②将に諸の神に幣(ぬさ) たてまつらむとおもふこと、今歳に属(ぁぇ)れり。(として大赦)(*東国国司の賞罰詔)

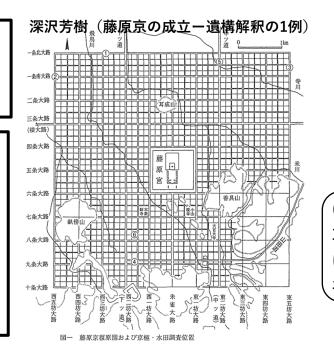
*法に従わない国司を処分しようと思ったが、今年はじめて新しい宮に居て、諸神に幣を供える年なので大目に見る(大赦)ことにする。⇒岩波注は、これを「孝徳天皇即位の大嘗祭か」とする。しかし、646年に践祚大嘗祭が挙行された記事は無い。

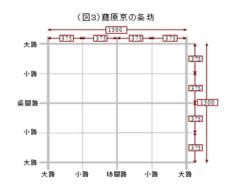
①「始めて新しい宮に処り」とあるが、孝徳の難波宮完成は652年。一方藤原宮には695年に持統や軽皇子(文武)が遷った。文武は2年(698)正月に始めて藤原宮の大極殿で朝を受けており、「始めて新しき宮に処」たとする記事と整合する。◆文武2年(698)正月壬戌朔。天皇、大極殿に御して朝を受く。文武百寮及び新羅朝貢使拝賀す。②文武2年(698)11月に践祚大嘗祭が挙行され諸神に幣が供えられている。◆文武2年(698)11月癸亥(7日)。使を諸国に遣して大祓せしむ。己夘(23日)、大嘗す。(*「幣奉る」大嘗祭で行われる奉幣の儀)

大化2年(646)正月の「条坊制」創設記事

◆大化2年(646)正月甲子朔(略)初めて京師を脩 (おさ) め (略) 凡そ京には坊毎 (ごと) に長一人を置け。四坊に令 (うながし) 一人を置け。「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人。掌按検戸口、督察奸非。」

「坊」は京の区画。652年完成の難波宮にも条坊があったが646年で未整備。九州年号大化期(695~700)なら695年に藤原宮が成立し条坊の整備も進められているから「初めて京師を脩め」とか「坊」の管理規定を定める内容と合致。『養老令』戸令、置坊長条「凡京。毎坊置長一人。四坊置令一人。掌。検校戸口。督察奸非。*696年詔なら持統の、文武(軽皇子)即位2年(648)→孝徳(軽皇子)即位2年(646)なら697年に即位した文武の詔となる。





646年にこんな条 坊はありません。これ は藤原京の条坊と 考えるしかない。

1 N `

九州年号大化元年(695)に遷居した「藤原宮」でしかありえない記事が

大化2年(646)2月の天皇の「東門」行幸記事

◆大化2年(646)2月戊申(15日)天皇、**宮の東の門**に幸す。**蘇我の右大臣をして詔せしめて曰く**「明神御宇日本根子天皇、集侍る卿等・臣・連・国造・伴造及び諸の百姓に詔はく(略)* 696年なら右大臣多治比嶋の潤色

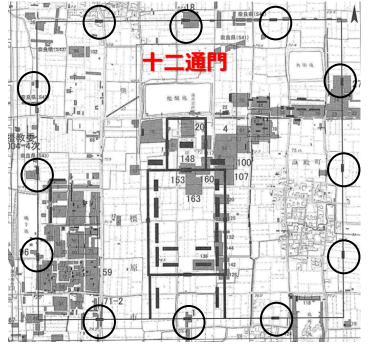
宮の東門とは「藤原宮の東門」

岩波注釈は「宮の東の門」の「宮」とは「子代離宮」とするが、藤原宮の大極殿院回廊の四面各中央には7間×2間の門が確認されている。そして、東門については考古学上次の様に述べられている。

藤原宮造営以前の宮殿として前期難波宮がありますが、調査の結果からは門が存在する可能性は低く、現状では藤原宮朝堂院東門は朝堂院東西門の最も古い例といえます。」藤原宮朝堂院東門と東第二堂の調査(奈文研飛鳥藤原宮跡発掘調査部2003・3)

東第一堂には大臣が椅子に着座。最大の朝堂である第二堂では大臣に次ぐ納言・参事等の官僚が床に座り執務した。天皇の命で、右大臣が東門付近の第二堂に参集した官僚に詔を発したとする書記の文言と、藤原宮の遺跡状況は符号する。ちなみに平安時代の資料によれば東門は「宣政門 (せんせいもん)」と呼ばれていた。





乙巳の変の場所・時代も藤原宮に当てはまるが・・

中大兄らが蘇我入鹿を討ったいわゆる「乙巳の変」記事に、「天皇、大極殿に御す」「衞門府(ゆけひのつかさ・律令の五衛府の一つ門で、門を護衛する職)に戒めて、一時に倶に十二の通門を鏁(さしかため)る」とある。飛鳥板蓋宮には大極殿・十二の通門は無く、衞門府も存在しない。(難波宮でも同じ)実際に確認されるのは藤原宮。通説はこれらは『書紀』の創作とするが、そうであれば「大化改新記事」の信頼性がなくなる。また創作でないなら、乙巳の変は他の場所か、九州年号大化期に藤原宮で起きたことになるが、登場人物の全てが『書紀』の潤色となる。

11

一方、九州年号「常色」時代に倭国(九州王朝)による「大改革」があった

孝徳時代には「大化」ではなく九州年号「命長 (640~646)・常色 (647~651)」が用いられていた

在位十年寿三十

布 $oldsymbol{\mathcal{I}}$ 五条 TH 妈多年 定 京 坊 門 町 定 う 田 17 町 段 定

高向玄理と 『書紀』 海東諸国紀 四 大 釋 僧旻 五 年 に 孝徳天皇皇極 詔 六 四 て九 春 同母弟 省正 月 是 百 官を 月 置 博 絹

か

年 皇 百 皇 未 皇 極 改 位 元 百 常色 母 樿 车。 商 17 六 年

我濟 勝 度 常常 光 護此 寺縁 念 斯 爲報廣 起集註 В 進 大 御 恩 使 丙 黒 午師 前

(陀 名号 称 助揚

時 。 伊 子 給 玉輿船 三嶋縁起 御乗在之 HH. 同 海 七代孝徳天王位 上住吉御対面在之 当国下 0 番 同向越之 初

丙 申縁 起書 三月 五日付け手書き写本。 赤渕宮神淵寺』 天長五年

赤

渕神社

時』

后

王

徳

天

皇

御

即

位

后

店遮

「常色元年に倭国(九州王朝)の天子が即位」し「七色、十三階の冠制」を定めた

647年に九州年号が「命長」から「常色」に改元された

『海東諸国紀』孝徳天皇皇極同母弟 元年乙巳《<mark>用命長</mark>》<mark>三年丁未</mark> <mark>(647)改元常色 三年己酉(649)初置八省百官及十禅師寺 六年壬子<mark>(652)改元白雉</mark>在位十年寿三十九。 <mark>⇒『書紀』と異なる</mark></mark>

九州年号命長7年(646)に崩御した天子がいた

『海東諸国紀』では「命長」年号が646年まで続き、647年に「常色」に 改元されたとする。これと軌を一にする記事が『善光寺縁起集註』にある。 「我が済度を助け、常に護りたまへと念じる」とあり、「済度」は生死の苦 界から救って、悟りの岸へ渡すこと」だから「未後の願い」と考えられる。

『善光寺縁起集註』◆御使 黒木臣 名号称揚七日巳 此斯爲報廣大 恩 仰願本師彌陀尊 助我濟度常護念 <mark>命長七年丙子(646)</mark>二月十三日 進上 本師如来寶前 斑鳩厩戸勝鬘 上

九州年号常色元年(647)に新天子が即位した

『善光寺縁起』の意味、646年に崩御した天皇はいないこと、九州年号の改元から646年に倭国 (九州王朝) の天子が崩御、翌647年に新天子が即位、年号を「常色」と改元したと考えられる。

◆「常色」の「常」は「のり。典法」を意味し、「色」は、 [色法] という語が示すように「仏・物質の法」をいふ (諸橋漢和大辞典) 。

そして『書紀』大化3年(647)には<mark>「常色」の意味に相応しい「冠位制</mark> **度」が創設**された。それは<mark>「七色、十三階の冠制」制定</mark>。

九州年号の意味と「改新事業」が一致

「七色十三階の冠制」は装束の「色」で位階を示すものだから、その制定にちなむ年号名として相応しい 13

◆大化3年(<u>647常色元年</u>)是歳<mark>七色十三階の冠</mark>を制る

(一曰、織冠) 有大小二階。以織爲之。以織裁冠之縁。服色並用深紫。二曰、繡冠。有大小二階。以繍爲之。其冠之縁・服色、並同織冠。三曰、紫冠。有大小二階。以紫爲之。以織裁冠之縁。服色用淺紫。四曰、錦冠。有大小二階。其大錦冠、以大伯仙錦爲之。以織裁冠之縁。其小錦冠、以小伯仙錦爲之。以大伯仙錦、裁冠之縁。服色並用眞緋。五曰、青冠。以青絹爲之。有大小二階。其大青冠、以大伯仙錦、裁冠之縁。其小青冠、以小伯仙錦、裁冠之縁。服色並用組六曰、黑冠。有大小二階。其大黑冠、以車形錦、裁冠之縁。其中黑冠、以稜形錦、裁冠之縁。服色並用緑。七曰、建武。初位。又名立身。以黑絹爲之。以紺裁冠之縁。別有鐙冠。以黑絹爲之。其冠之背、張漆羅、以縁與鈿、異高下。形似於蟬。小錦冠以上之鈿、雜金銀爲之。大小青冠之鈿、以銀爲之。建武之冠、無鈿也)此の冠どもは、大会し、饗客し、四月・七月の斎の時に、着る所なり。

これと同様の制度が天武10年(681)に創られた

『書紀』天武10年(681) 4月辛丑(3日)に、<mark>禁式九十二条を立つ</mark>。因りて詔して曰はく、「親王以下、庶民に至るまでに、諸の服用ゐる所の、金・銀・珠玉・紫・錦。繍・綾・及び氈褥・冠・帯、 **并て種々雑色の類、服用ゐること各差有れ**」とのたまふ。辞は具に詔書に有り。(*詳細な規定は詔書に記すとの意味) ⇒ところが天武10年にそうした規定は見えず、「常色元年」の「七色十三階の冠制」は、その詳細規定に相応しい。そうであれば 647年の改革記事が天武時代の681年に「34年間繰り下げ」られている

「礼法制定」は「常色元年に即位した倭国(九州王朝)の天子」の事績

常色元年の重要な改革

それは「小郡宮を造営し、そこで礼法を制定」すること

◆大化3年·常色元年(647) 是歳、小郡を壊ちて宮造る。天皇小郡宮に処して、<u>礼法を定めたまふ</u>。 其の制に曰はく、「凡そ位有(たも)ちあらむ者は、要ず寅の時に、南門の外に、左右羅列なりて、日の初めて出ずると きを候ひて、庭に就きて再拝みて、乃ち庁に侍れ。若し晩く参む者は、入りて侍べること得ざれ。午の時に到るに臨みて、 **鍾を聴きて罷れ。其の鍾撃かむ吏は、赤の巾を前に垂れよ。其の鍾の台は中庭に起てよ**」といふ。

「礼法」の内容は、律令の 官衙令、開閉門条ほかにあ たり、既に律令が定められて いたことを推測させます。

そして、天武11年(682)にも「礼」に関する制度が造られたことが記されている

◆『書紀』天武11年(682)8月壬戌の朔に、親王以下及び諸臣に令して、**各法式として用ゐるべき事**を申さしむ。 (略) 丙寅(5日)に、 造法令殿(のりのふみつくるみあらか)の内に大なる虹有り。8月癸未(22日)に、**礼儀・言語の状を詔したまふ。**

9月には、「難波朝廷之立礼を採用する」との具体的な「礼」の作法についての勅が出されている

◆『書紀』天武11年(682)9月壬辰(2日)に、勅したまはく、「**今よりは以** 後、跪礼・匍匐礼並に止めよ。更に難波朝廷の立礼を用ゐよ」とのたまふ。

「跪礼」とは「ひざまづき、両手を地につけて行う礼」であり、「匍匐礼」とは「宮門の出 入りに際し、両手を地につけ、足をかがめて進む礼」のこと。「難波朝(『書紀』では孝徳 時代を指す) が、孝徳紀に「立礼採用」の記事は見えない。また一端採用された「立 礼」が廃止され、天武時代には跪礼・匍匐礼が復活していたという記事もない。

常色元年の「礼法」の内 容が跪礼・匍匐礼の廃止 と立礼の採用であり、その 記事が天武紀に繰り下げ られたと考えれば「唐突な 礼の勅」が理解できる。

『魏志倭人伝』辞 を伝え事を説くには、 或は蹲 (つくば) い、 或は跪 (ひざまづ) き、 両手は地に拠り _恭敬を為す。

333

682年4月に、647年の「鍾の台は中庭に起てよ」との詔に対応する「鐘」本体の献上記事がある

◆天武11年(682)4月癸未(21日)に、筑紫太宰丹比真人嶋等、大きなる鐘を貢れり。⇒天武紀では何故、川私以来の「礼」が廃 何の為の鐘献上なのか不明だが、この記事は禁式92条同様「648年から34年繰り下げられた」もので、647年の 「鍾の台設置の詔」で小郡宮に「鍾の台」が起てられ、翌年筑紫太宰が「鐘」を献上したとすればよく理解できる。

|止されちゃったのよ ちょっと残念。

大化2年の建郡詔は「常色元年に即位した倭国(九州王朝)の天子の評制施行詔」

改新詔で設けられた地方制度は「郡」⇒実際は「評」だったことが藤原宮木簡から明らかに

『書紀』によれば改新詔で作られた古代の地方制度は「郡」とある。◆大化2年(646)正月甲子 朔、凡そ郡は四十里を以て大郡とせよ。三十里より以下、四里より以上を中郡とし、三里を小郡とせよ。 一方、『皇太神宮儀式帳』や『常陸国風土記』ほかの資料では「評」とあり、実際はどうなのか井 上光貞と坂本太郎の間で有名な「郡・評論争」が繰り広げられた。



郡•評論争 郡でいい



「郡・評論争では」井上君の勝ちだが、 『書紀』がどうして郡字に限って評字を使 わないで、後世の用字を原則としたかとい う疑問を私は未だ捨てることができなり

゚やっぱり 評だった

藤原宮から出土した木簡は「700年以前はすべて評」「701年以降は郡」で、井上氏の「評説」 が正しかった。⇒倭国 (九州王朝) は「評制」、日本国 (大和朝廷) は「郡制」であることを示す



同批

『皇太神宮儀式帳』や『常陸国風土記』から、「評制」は649年頃に全国的に施行され「評家」という役所に、長官の「評督」、 次官の「助督」、その下の「評史」がいたことが分かる。ヤマトの王家が作った制度なら「評制を施行した」と書けばいいのに、『書 紀』の改新詔では「建評」記事は無く、全て701年以降の制度「郡家」・「郡司」と書かれている。

⇒700年以前は九州年号が用いられた倭国 (九州王朝) の時代、701年からは日本国 (大和朝廷) の時代。大和朝廷の作った『書 紀』では改新時代から我が国を統治してきたのはヤマトの天皇家だとするため、倭国(九州王朝)の制度の「評」とは記さず「郡」と <mark>した。従って</mark>「郡」とある改新詔の実際は「評」で倭国(九州王朝)から発せられたもの、倭国(九州王朝)の事績だった<mark>ことになる。</mark> そして「評制」に対応する規模の宮が「前期難波宮」だった。

■『常陸国風土記』には、大化5年(649)にそれまでの国造の領域が再編されて行方・香島・多珂・信太といった郡(評)がつくられたことが記されています。評には 評家というべき役所がつくられ、評造・評督・助督といった役人が置かれたのです (横浜市立博物館HP)

難波宮造営と白雉改元は「常色元年に即位した倭国(九州王朝)の天子」の事績

難波宮は14もしくは16棟の朝堂院を持つ<mark>評制による全国統治に対応した宮殿</mark>、評が倭国(九州王朝)の創設なら 難波宮も倭国(九州王朝)の宮となる。『書紀』には難波宮造営の主体や経緯・年次を改変した痕跡が見られる

『書紀』650年の「白雉改元儀式」と652年の難波宮完成

改元儀式はどこで挙行されたのか

『書紀』では、難波宮で650年正月には「賀正礼」が、2月に盛大な<mark>「白雉改元儀式」</mark>が挙行されている。これは内裏南門や内裏など<mark>宮殿の主要施設が完成していることを意味</mark>する。

◆『書紀』白雉元年(650)正月の辛丑朔に、車駕、味經宮に幸して、<mark>賀正礼</mark>を観す。 2月甲申(15日)に、朝庭の隊仗、元会儀の如し。左右大臣・百官人等、四列を<mark>紫門の外</mark>に為す。粟田臣飯蟲等四人を以て、雉の輿を執らしめて、在前ちて去く。左右大臣、乃ち百官及び百済君豊璋・其弟塞城・忠勝・高麗の侍医毛治・新羅侍学士等を率て、中庭に至る。三国公麻呂・猪名公高見・三輪君甕穂・紀臣乎麻呂岐太、四人をして、代りて雉の輿を執りて、殿の前に進む。時に左右大臣、就きて輿の前頭を執き、伊勢王・三国公麻呂・倉臣小屎、輿の後頭を執きて、御座の前に置く。天皇即ち皇太子を召して、共に執りて観す。皇太子、退りて再拝みたてまつる。・・元を白雉と改む



内裏 内裏前殿 西八角殿 朝堂院

しかし650年10月に、宮殿の地に編入される墓の移転補償や宮地の「境界標」が設置される

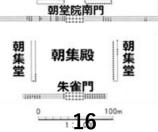
『書紀』白雉元年(650)10月に、宮の地に入れむが為に、丘墓を壊られたる人、及び遷されたる人には、物賜ふこと各差有り。即ち将作大匠荒田井直比羅夫を遣はして、宮の堺標を立つ。

難波宮遷居は651年末、宮の完成は652年

(651年) 12月の晦(略)是に天皇大郡より遷りて新宮に居す。 号けて難波長柄豊崎宮と曰ふ。(652年)秋九月に、宮造ること己 に訖りぬ。其の宮殿の状、殫に論ふべからず。

完成の2年前で遷居もしていない難波宮で改元儀式?





難波宮造営と白雉改元は「常色元年に即位した倭国(九州王朝)の天子」の事績



『書紀』の年次がおかしい

白雉元年正月の賀正礼や2月の 白雉改元記事は、10月の移転 補償や652年の宮完成記事と 「年次が逆転」しているのでは?

宮の完成年次がおかしい

完成してなければ盛大な改元 事業はできない「652年の完 成記事」は信頼できない。実際 はもっと早く完成していたのでは。



「元壬子」年木簡から実際 の白雉改元の年次は652 年壬子で、『書紀』は「2年 繰り上げ」ていることがわかり ました!



難波宮での白雉改元儀式は「九州年号白雉元年」が正しかった

1996年に芦屋市三条九ノ坪遺跡から「元壬子年木簡」が出土。土器等から7世紀中葉の木簡であり、当 初『書紀』白雉3年(652)が壬子にあたる為「三壬子」と読まれていた。しかし詳細な調査で「元壬子」であ る事がわかった。従って白雉元年は652年で、改元儀式も正しくは652年の挙行となる。

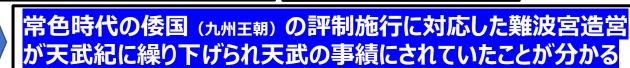
難波宮造営記事も天武紀に「34年」繰り下げられていた ⇒難波宮は倭国 (九州王朝) の造営を示す

<u>『書紀』天武12年(683)</u>12月庚午(17日)又詔して曰く、<mark>凡そ都城・宮室、一処に非ず、必ず両参造らむ。</mark> 故、先づ難波に都造らむと欲す。是を以て、百寮の者、各往りて家地を請はれ。(⇒34年前は649年評制施行年)

- ■天武11年(682)(→648)3月、新 城に使者を遣し、地形を見させ「仍りて都つくら **む**とす。己酉(16日)、**新城に幸す**。 予三嶋縁起』三七代孝徳天王位。**番匠初。常色二** 戊申(648)日本国御巡禮給。当国下向。
- ■天武12年(683) (→649)12 **月**丙寅(13日)、諸王五位**伊勢** 王・・判官・録史・**工匠者等を遣はし**。 天下に巡行きて、**諸国の境堺を限分** (さか) ふ。 ⇒649年は「天下立評年」
- ■天武13(684) <mark>(→650)3月</mark>辛卯 (9日)、天皇京師 に巡行きたまひて、宮 室之地を定めたまふ。

17

『書紀』白雉元年(650)10月に、宮の地に入り丘墓を 壊られた人などに移転補償をおこない宮の堺標を立つ。



「常色元年に即位した倭国 (t.Hleff) の天子」、その名は「伊勢王」

「常色元年」に即位した天子の名は不明だが、『書紀』には<mark>「伊勢王」という人物が、白雉元年(650)~持統2年(688)</mark> に10回記されている。 そして伊勢王には「二度薨(みう)せぬ」など<mark>不可解な記事が多く見える。</mark>

①斉明7年(661)6月、伊勢王薨せぬ。②天智7年(668)6月、伊勢王と其の弟王と、日接りて薨せぬ。未だ官位を詳にせず。

- ① 白雉元年(650)2月 伊勢王は白雉改元の式典で白雉の輿を5人で担ぐ。
- ②斉明7年(661)6月 伊勢王が薨去する。九州年号「白鳳」改元。
- ③天智7年(668)6月 伊勢王と其の弟王が相次いで薨去する。官位不明とされる
- ④天武12年(683) 12月 諸王五位の伊勢王は天下を巡行し、諸国の境界を定める。
- ⑤天武13年(684)10月伊勢王は諸国の境界を定める。
- ⑥天武14年(685) 10月 伊勢王らはまた東国に向う。
- ⑦朱鳥元年(686)1月 伊勢王は高市皇子と共に無端事(あとなしこと)に答え褒賞を得る。
- ⑧朱鳥元年(686)6月 伊勢王は飛鳥寺に遣され僧侶に(*天武の)病平癒を祈願。
- 9 朱鳥元年(686) 9月 浄大肆伊勢王は(*天武の)殯の儀で、諸王を代表して誄す。
- ⑩持統2年(688)8月 浄大肆伊勢王は(*天武の)葬儀を主催する

伊勢王の事績と34年前の重要な国家事業が一致する

「薨去」の「薨」が示す伊勢王は倭国(九州王朝)の天子

律令制では「薨」は、皇太子や大臣などの死の「薨御」、親王や三位以上の死の「薨去」に使われる用語。「諸王五位」の伊勢王に用いる用語ではない。ただ、『書紀』では「百済肖古王薨、百済国貴須王薨」など他国の王にも「薨」が用いられている。『旧唐書』には倭国(九州王朝)と日本国(大和朝廷)は別国と書かれているから、伊勢王は別国とされる「倭国の天子」としての扱いを受けたことになる。各国の領域(境界)を定める権限があるなら、伊勢王は各国の王の上に君臨する「大王(天子)」となろう。

①諸国境界の制定は649年の評制施行による。伊勢王の天下巡行と諸国境界確定は34年後の683年。②伊勢王が葬儀を主催した688年の34年前は654年。孝徳の崩御は654年で葬儀記事に欠け、その際の伊勢王の事績が繰り下げられたと考えられる。なお、天武の崩御は朱鳥元年(686)9月で葬儀の年次が合わない。③無端事とは知識人の知恵の深さを測る諮問。『書紀』では白雉改元の際に「白雉の吉凶の問い」で行われた。実際の白雉改元は652年で686年の34年前にあたる。など。

「なぜ34年繰下げ」になっているのか:伊勢王逝去は白鳳元年(661)、九州年号大化は695年で34年後。白雉改元は652年、朱鳥元年は686年で34年後。九州年号の「元年」の入れ替え手法で伊勢王の事績を繰り下げたことになる。

常色元年(647)に即位し、白鳳元年(661)に崩御した倭国(九州王朝)の天子は、『書紀』で「伊勢王」と書かれた人物であり、常色・白雉期に評制施行・冠位制定・礼法(律令)制定など「大化の改新」とされる様々な改革を行い、難波宮を造営した。ただ、その事績は『書紀』では孝徳の事績とされ、かつ一部は繰下げられて天武らの事績とされていたことになる。